INPEA日本国委員会がイベント開催

世界で虐待防止を考える

アメリカを本部に世界56カ国が加盟して高齢者虐待を防止するための活動を行っている国際NGO・高齢者虐待防止国際ネットワーク（INPEA）は15日、「世界で高齢者虐待防止を考える日」のイベントを各国で一斉に開催した。日本でも研究者や介護施設関係者、在宅サービス事業者などが参加してシンポジウムが開催され、高齢者虐待防止法が施行されてからの「課題」が指摘された。法律ができてから在宅・施設での虐待の実態が明るみになったことや、早期の通報が増えたことはメリットだが、虐待事例に介入した現場はその後の対応に手探りで取り組んでいる状況などが報告され、国レベルで介入後の支援方法や技術の体系化、研修プログラムの構築などに取り組むことが必要ではないかという意見が出された。

INPEAは加盟国ごとに委員会を設置して活動しており、日本国委員会は01年に発足。現在約60人の会員がいる。INPEAは06年から6月15日を「世界で高齢者虐待を考える日」と定め、WHOなどと共同で加盟各国が一斉に啓発イベントを行っている。

研究者や介護サービス事業者、学生など多彩な参加者が集まった

法施行3年目で見直し

日本で開催されたシンポジウムでは、06年度からスタートした高齢者虐待防止法の課題が主なテーマだ。法の附則では施行から3年目を目途に見直しを行うこととなっており、今年がちょうどその時期にあたる。

日本高齢者虐待防止学会の高崎絹子理事長は、法律が施行された06年度に国が行った在宅・施設の全国実態調査で、在宅では年間約1万3千件、施設では54件の虐待が明るみになったこと、通報者の4割をケアマネジャーや介護サービス事業所が占め、家族や親族などからの相談も13％あったことに触れ、「法律ができたおかげで相談や通報を行う意識が高まったことは評価したい」と話した。しかし、一方で虐待の被害者を措置入所させて対応したケースでは、受け入れた後の本人や加害者への支援に戸惑う現場からの声も上がってきているという。

「法律では虐待を行った養護者（家族）への支援も行うことになっているが、具体的な援助方法や技術は確立されていない」（高崎理事長）。現場任せでの対応には限界があり、虐待対応に特化した研修や関係者のネットワークづくりなどに国レベルで取り組む体制が必要だと話した。

アメリカの高齢者問題研究所で初代所長を務め、家庭内虐待に関する研究の第一人者である多々良紀夫淑徳大学大学院教授は、アメリカの虐待防止法でも日本と同じように通報制度があるが、その件数は児童で年間300万件、高齢者も30万件に達しており、調査員が通報1件1件に対して事実確認を行っていることを紹介した。年間に費やす予算規模は170億円という。

「事実確認をして虐待と判断されるのは約6割だが、虐待ではなくても支援の対象になる。アメリカでは立法の段階から、虐待はそれだけ多大な予算措置をして取り組まなければならないテーマであるという合意があった」（多々良教授）。

法律があっても調査研究費の予算くらいしかつかない日本との問題認識の違いの大きさを指摘し、市町村や現場の職員がもっと虐待の実態を社会にアピールしていくことも重要だと提案した。